

介護保険事業の円滑な運営に関する方策について

資料 3 「仙台市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）構成（案）」の第 6 章「介護保険事業の円滑な運営に関する方策」については、下記項目のとおりである。

【各論】 第 6 章 介護保険事業の円滑な運営に関する方策

	項 目	資料番号
1	市町村特別給付等についての考え方	次回以降原案提示
2	低所得者の方々への対応	
3	保険料段階の設定	
4	保険給付費の適正化	本資料 P 2
5	その他介護保険事業を円滑に実施するための方策（第 4 章- 7 介護サービスの質の向上）	本資料 P 3 ~ 7

項目 1 ~ 3 については、次回以降の委員会での検討

保険給付費の適正化について

介護保険制度の施行以来、要介護等認定者及びサービス提供事業者の増加とあいまって保険給付費は増加を続け、保険料や保険財政に大きく影響を与えている。

一方では、提供される介護サービスが真に所期の目的を達成しているか、事業者による不適正・不正な介護サービスはないか、などの観点から介護給付の適正化は喫緊の課題となっている。

保険給付費の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスの確保、不適切な給付の削減を図ることにより、介護保険制度の信頼を高め、保険給付費及び保険料の増加を抑制し、安定した持続可能な介護保険制度の構築に資するよう努める。

今後新たに検討する事業

今後新たに見直しあるいは拡充していく事業
継続事業

主な施策	概要
介護保険施設等に対する指導・監査の実施	介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に介護保険施設等を対象とした指導・監査を実施する。
居宅サービス事業者等に対する指導・監査の実施	介護保険法の改正に伴い、平成24年度から居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対する指導・監査を実施する。
ケアプラン点検の実施	居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の提出を求め、当該計画内容を把握・評価し、必要に応じヒアリングまたは現地調査を行う。評価結果から指導が必要な事業所及び介護支援専門員に対し、指導・助言・支援等を行う。
住宅改修等の点検の実施	住宅改修、福祉用具の購入及び貸与が、利用者のニーズに対して適切に給付されているか点検を実施する。
医療情報との突合及び縦覧点検の実施	入院情報と介護給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。 被保険者ごとの複数月の介護給付情報を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。
介護給付費通知の送付	利用したサービスの内容や費用について、被保険者自らが確認することにより、適正なサービス利用についての意識の醸成を図るとともに、介護報酬請求の適正化を図る。

その他介護保険事業を円滑に実施するための 方策（介護サービスの質の向上）について

本市では、質の高い介護サービスの提供を確保するため、サービス提供を支える人材の確保はもとより、サービスの質の向上、利用者が円滑にサービスを利用する機会の確保など、介護保険事業を円滑に実施するための様々な施策を展開しており、これら施策を継続するとともに充実に努める。

1 介護人材の資質の向上

利用者が、安心して適切かつ円滑に介護サービスが受けられるよう、サービスが安定的に提供されるためには、介護人材の定着に向けた取り組みを進めることが重要である。近年の介護サービスを巡っては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にある。

このことから、資質の向上はもとより就業意識の醸成を図るため、介護職員のみならず人材育成の立場にある経営者や施設長を対象とした研修を実施するとともに、要介護者への理解と次代の担い手の育成に向けた研修を実施する。

主な施策	概 要
○ 介護職員等を対象とした研修の実施	社会福祉法人及び施設の職員を対象とした新任職員，中堅職員，施設長等の対象別研修を実施するほか，スキルアップ研修やユニットケア研修など，実践に即した研修を実施する。
○ 認知症高齢者の介護に関する研修の実施	介護保険施設の介護職員等を対象とした認知症介護の知識及び技術の修得等に向けた研修を実施する。 ① 認知症介護指導者養成研修 ② 認知症介護実践研修 ③ 認知症対応型サービス事業者管理者研修
○ 要介護者への理解と担い手の育成に向けた研修の実施	市民や学校，地域団体を対象とした研修を実施する。 ① 介護の基礎を学ぶ講座 ② 学校向け介護体験講座 ③ 仙台市認知症サポーター養成講座 ④ 福祉用具体験講座

2 ケアマネジメント機能の向上

少子高齢社会が一層進展する中，介護サービスに対するニーズはますます増大し，質的にも多様化・高度化している状況にあり，利用者が必要なサービスを適切に利用できるようにするためには，質の高いケアマネジメントを提供することが重要である。

介護支援専門員及び地域包括支援センター職員の質の向上に向けては，継続的，体系的な研修の充実に努めるとともに，必要な情報提供などの支援を行うほか，ケアプラン点検を実施し適正化を図る。

また，居宅介護支援事業者に対する指導・監査等を通じて，質の確保・向上に向けた必要な指導・支援を実施する。

(1) 介護支援専門員及び地域包括支援センター職員の資質の向上

主な施策	概要
○介護支援専門員に対する研修の実施	介護支援専門員を対象とした基礎研修，スキルアップ研修，集団指導，施設介護支援専門員研修，介護予防ケアマネジメント基礎研修を実施する。
○介護支援専門員への情報提供	地域包括支援センター主催研修会等に市職員が参加することにより情報提供等を行う。
○地域包括支援センター職員を対象とした研修等の実施	地域包括支援センター職員を対象に，制度改正等に関する最新情報を随時提供し，研修を実施する。
○ケアプラン点検の実施	居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の提出を求め，当該計画内容を把握・評価し，必要に応じヒアリングまたは現地調査を行う。評価結果から指導が必要な事業所及び介護支援専門員に対し，指導・助言・支援等を行う。

(2) 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに対する指導・支援

主な施策	概要
●居宅介護支援事業者に対する指導・監査の実施	介護保険法の改正に伴い，平成24年度より実施する居宅介護支援事業者に対する指導・監査を通じて，質の確保・向上に向けた必要な指導・支援を行う。
○地域包括支援センターに対する事業評価の実施	地域包括支援センターに対する事業評価を通じて，質の確保・向上に向けた必要な指導・支援を行う。

3 サービス選択のための情報提供の充実

介護保険制度は、利用者が介護サービスや事業者を選択し、事業者と契約を結ぶことから、利用者の適切なサービスの選択を保障するために、介護保険制度、サービス提供事業者、地域密着型サービス等の正確な情報を適切かつ効率的に利用できるよう情報提供に努める。

主な施策	概要
○事業者リストの提供	介護サービス提供事業者リスト，シルバーライフ，住宅改修事業者リストにより情報を提供する。
○インターネットを活用した情報提供	市ホームページ「仙台市の介護保険」に事業者リスト等を掲載し，利用者の事業者選択を支援する。
○介護サービス情報の公表制度の活用	市ホームページから「宮城県指定情報公表センター」にリンクさせるなど利用促進を図る。
○身近な関係機関による情報提供	地域包括支援センター，民生委員，介護保険・健康・福祉・まちかど相談所などにより情報を提供する。

4 サービスの質の確保・向上

高齢者の尊厳が保持され，適切な介護サービスが提供されるよう，サービスの質を確保することが重要な課題となっている。

介護サービス提供事業者に対する指導監査等を充実させるなど，利用者にとって適切かつ良質な介護サービスの確保を図る。

サービス事業者に対する利用者からの苦情や意見に関しては，市・区役所はもとより地域包括支援センター，居宅介護支援事業者などにおいて，個人情報の保護に十分配慮しつつ，可能な限り問題の解決を図っていくとともに，介護相談員の派遣等により苦情に至る前に問題を解決し，併せてサービスの質の向上を図る。

(1) サービスの質の確保

主な施策	概要
○介護保険施設等に対する指導・監査の実施	介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に介護保険施設等を対象とした指導・監査を実施する。
●居宅サービス事業者等に対する指導・監査の実施	介護保険法の改正に伴い，平成24年度から居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対する指導・監査を実施する。
○研修の実施	介護職員や介護支援専門員等の介護従事者を対象とした研修を実施することにより資質の向上を図る。

○介護サービスに関する第三者評価の促進	第三者機関が客観的立場から評価を行う第三者評価を促進することにより，事業者のサービスの質の向上を図る。
○介護サービス情報の公表制度の活用	市ホームページから「宮城県指定情報公表センター」にリンクさせるなど利用促進を図る。

(2) 苦情等への対応

主な施策	概要
○苦情等対応マニュアルに基づく対応	宮城県及び宮城県国民健康保険団体連合会作成の「介護保険制度における苦情処理マニュアル」，仙台市作成の「仙台市介護保険相談・苦情等対応マニュアル」に基づき適切に対応する。
●介護相談員派遣事業の実施	介護相談員を派遣することにより，介護保険施設等において利用者や家族の相談に応じるとともに，橋渡し役として不安，不満，希望等を伝達する。また，新施設や派遣終了施設に対応するため実施体制の充実を図る。
○苦情処理に関わる関係機関との連携	苦情処理に関わる宮城県，宮城県国民健康保険団体連合会，地域包括支援センター，居宅介護支援事業所等と密接な連携を図り，迅速な対応に努める。

5 介護保険制度の周知・広報

介護保険事業を円滑に運営していくためには，市民に十分周知し，制度内容の理解を深めてもらうことが重要である。

介護保険の制度について分かり易く周知することを心掛け，制度を理解していないことによる被保険者，サービス利用者の不満を解消することにつなげていく。

主な施策	概要
○パンフレット等の充実	介護保険制度全般についてのパンフレット等の充実を図る。
○市政出前講座の実施	地域の団体やグループを対象に「よくわかる介護保険」をテーマに介護保険制度の目的や仕組み，保険料と利用料，介護サービスの上手な利用の仕方について説明する。

○介護給付費通知の送付	利用したサービスの内容や費用について、被保険者自らが確認することにより、適正なサービス利用についての意識の醸成を図るとともに、介護報酬請求の適正化を図る。
○ホームページやマスメディアなどを活用した広報の実施	市ホームページ「仙台市の介護保険」による広報のほか、マスメディアを活用し充実を図る。
☆老人クラブによる広報活動の実施	老人クラブ活動の一環として、高齢者自身により介護保険制度について説明するなど広報活動を実施し、一層の制度への理解の広がりを図る。

6 要介護（支援）認定の円滑な推進

高齢者数の増加に伴い、要介護認定の申請件数が増加してきているが、要介護（要支援）認定は、介護保険制度の根幹であることから、公平・公正で効率的に実施されるよう万全を尽くす必要がある。

本市では、市内及び近隣市町村の訪問調査については、これまでどおり、指定市町村事務受託法人である財団法人仙台市健康福祉事業団（せんだい訪問調査センター）への委託を基本とし、訪問調査の実施にあたっては、一層の適正化に努める。

主な施策	概要
●訪問調査の適正化	せんだい訪問調査センターにおいて認定調査員を対象とした研修を実施するとともに、調査結果を評価し助言指導を行うことにより、訪問調査の技術向上を図る。また、要介護認定の申請件数の増加に対応するため、実施体制の充実を図る。
●認定調査状況チェック	適切な審査判定が行われるよう介護認定審査会の開催に先立ち、認定調査票の記入漏れや内容の不整合がないか、また、認定調査の内容と主治医意見書の内容に不整合がないか点検を行う。また、要介護認定の申請件数の増加に対応するため、実施体制の充実を図る。
○介護認定審査会の適正・効率化	介護認定審査会の設置数、開催頻度、委員構成等を適切なものとし、認定審査会の委員に対する情報提供や事例検討会、研究会の場を提供する。
○主治医との連携	要介護認定等事務検討会を開催するなど医師会との緊密な連携を図る。
○認定に関する情報の提供	要介護認定の申請者に対し、認定の仕組みや認定結果について情報を提供するとともに、十分な説明を行うことで公平・公正の確保を図る。